

平成 25 年 10 月 28 日

公益社団法人玉野市観光協会

～ マリンフェスティバル・インたまの ～  
フォトコンテスト観光 P R 写真 貸出要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、“マリンフェスティバル・インたまの”の一環で、公益社団法人玉野市観光協会（以下「当協会」という。）が主催するフォトコンテストにおいて、“グランプリ”（推薦・特別賞）を受賞した写真を初め、入賞作品をパネル（額入り）（以下「写真」という。）加工し、貸出を行い、展示使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(写真の権利)

第 2 条 写真に関する一切の権利は、当協会に属する。

(貸出対象)

第 3 条 貸出しを受けることができる者は、企業並びに各種団体等とする。

2 次に掲げる事項に該当するときは、貸出しを行わない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (3) 利益を得ることを目的として利用する場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (5) 玉野市及び当協会の事業、又は、玉野市及び当協会が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 玉野市のイメージを傷つけると認められる場合
- (7) その他、当協会会長（以下「会長」という。）が許可しないことが適切であると判断した場合

(貸出申請)

第 4 条 写真の借入・展示をしようとする者は、申請書(第 1 号様式)に必要事項を記入のうえ、貸出希望日の 10 日前までに会長宛てに提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請に、展示使用する催事の内容がわかる書類を添付しなければならない。

(貸出決定)

第 5 条 会長は、前条による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、決定書(第 2 号様式)により通知するものとする。

(貸出決定順序)

第 6 条 貸出申請に係る写真が、他の申請者と貸出期間が重複する場合は、申込先着順により決定する。

(貸出期間)

第 7 条 貸出期間は、概ね 30 日以内とし、決定書により通知する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 貸出期間の短縮又は延長が必要な場合は、その理由を記載した書面を会長宛に提出し、許可を受けなければならない。

3 当協会は、業務上必要があると認めるときは、貸出期間中にかかわらず写真の返還を求めることができる。

(貸出料金)

第 8 条 写真の貸出料は、無料とする。ただし、貸出・返却にかかる送付費用や展示にかかる費用等の一切の費用は許可を受けた者(以下「使用者」という。)が負担するものとする。

(貸出の取消し)

第 9 条 会長は、使用者が虚偽の申請により決定を受けたとき、又は決定条件、若しくは会長の指示に従わないときは、その決定を取り消すことができる。

(返却)

第 10 条 使用者は、次の各号に該当するときは速やかに写真を返却しなければならない。

(1) 第 7 条による貸出期間の満了日となったとき。

(2) 第 8 条による貸出しの取消しを受けたとき。

(遵守事項)

第 11 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。

(2) 写真を貸出・展示使用するに当たり、事故等があったときは、すべて使用

者の責任とし、当協会は一切の責を負わない。当該事故等が貸出写真自体の構造等による場合も同様とする。

(3) 使用者の不注意により写真を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任において修復すること。

(4) 写真の適正な保管及び管理に努めること。

(5) 写真を目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

(6) 写真の形状変更、又は工作をしないこと。

(写真の滅失等)

第 12 条 使用者は、写真を滅失(亡失、盗難)したときは、直ちにその旨を会長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(疑義の決定)

第 13 条 この要綱に定めのない条項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議し、決定するものとする。

(その他)

第 14 条 使用者が行う展示内容について、当協会のホームページ、或いは電波等、各種媒体により周知・宣伝する場合があるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 28 日から施行する。